

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報
告を次のとおり公表する。

令和五年三月三日

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

令和4年度特定事務監査（テーマ監査）結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

1 監査等の種類

特定事務監査（基準第3条第1項第2号）

2 監査の対象

（1）対象事務

「埼玉の魅力発信について～文化資源と住むなら埼玉！の取組に着目して～」をテーマとして、「地域への愛着を深める」「本県への定住・移住の促進」の2つに主眼を置き、令和3年度及び令和4年度の事務の執行等を対象事務とする。

（2）対象機関

本庁5機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和4年12月19日～令和5年1月23日

3 監査の着眼点

監査対象機関の事務の執行等についての監査は、「埼玉の魅力発信について～文化資源と住むなら埼玉！の取組に着目して～」に係る以下の項目について、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施する。

- ① 関連する取組の現状と課題
- ② 埼玉の魅力を伝える学校現場における現状と課題
- ③ 文化資源を活用した取組
- ④ 移住・定住支援に関する取組

4 監査の実施内容

基準第9条ないし第13条の規定を踏まえ、監査を実施した。

なお、監査の実施に当たり、テーマに関連する次の県内施設等の現地視察を実施した。

〔主眼：地域への愛着を深める〕大宮住吉神楽保存会（坂戸市）、県立嵐山史跡の博物館（嵐山町）

〔主眼：本県への定住・移住の促進〕小川町移住サポートセンター（小川町）、おためし住宅“やまんなか”（ときがわ町）

5 監査結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であること

を確認した。

なお、監査結果の報告に添える意見は次のとおりである。

監査結果の報告に添える意見 4件 (5機関)

番号	部局	機関	意見内容
1	県民生活部 教育委員会	文化振興課 文化資源課	<p>【利用しやすい助成事業による伝統芸能の継承支援】</p> <p>伝統芸能の継承は地域への愛着を深め、県の魅力発信につながる。</p> <p>文化振興課では、令和3年度に1万人超の方が来場した「埼玉 WABI SABI 大祭典」を会場とオンラインによる工夫した開催や基金を活用した助成事業などにより、伝統芸能の継承団体を支援している。</p> <p>文化資源課では、大河ドラマ関連広報といった機を捉えた取組や、貴重な文化財を後世に伝えるためその保護、調査保存、民俗芸能の振興に対する助成事業などにより、伝統芸能を守り、伝えている。</p> <p>このうち助成事業では、知事部局（文化振興基金助成事業）と教育委員会（民俗芸能の振興事業費補助金）にそれぞれ後継者育成を目的としたメニューがあり、その対象など類似点が多く見受けられる。</p> <p>そこで、対象となる団体の助成金の活用利便性の向上や限られた県財源の有効活用の観点から、両助成事業の連携を強化し、あるいはすみ分けや役割分担を検討するなど、県民が利用しやすい伝統芸能の継承支援に組織の枠を超えて取り組んでいただきたい。</p>
2	県民生活部 教育委員会	文化振興課 義務教育指導課 文化資源課	<p>【次世代を担う子供たちへの文化資源の魅力発信と伝統芸能の発表の場の確保支援】</p> <p>子供たちが、その目で見て、触れて、感じる体験は大きな財産となる。こうした“体験”を軸にした取組として、文化資源課では「博物館・美術館等を活用した子供パワーアップ事業」に、義務教育指導課では小中学校等における「体験活動の推進」に取り組んでいる。両取組の連携・相乗を図ることで、子供たちの地域への愛着につなげる好循環を生み出</p>

		<p>し、本県の魅力が詰まった文化資源について広く県民に Web で発信するなど、効果的な取組に努めていただきたい。</p> <p>また、県指定無形民俗文化財の一つ「大宮住吉神楽」の保存会への視察において、伝統芸能の継承に当たり女性や若い世代が参加しやすいよう様々に工夫しているが、活動を P R する場が必要との声があった。</p> <p>次世代を担う子供たち、とりわけ地元地域の子供たちが本県の優れた伝統芸能を身近に感じられるよう、後継者の“発掘”にも目を向けた発表の場や機会の確保について、意見 1 にある助成事業の活用を含め、地元市町村等とも連携し発表の場を設けるなど支援を検討していただきたい。</p>
3	企画財政部	<p>地域政策課</p> <p>【市町村の魅力発信を視点とした移住促進取組の推進】</p> <p>移住総合支援の「住むなら埼玉移住サポートセンター」では毎年度 500 人程度の相談者が利用するほか、先輩移住者のネットワーク化によるプロモーションや移住総合サイトのリニューアルなど精力的に取り組んでおり、本県の人口減少スピードの鈍化にもつながることが期待される。</p> <p>こうした取組の多くは、『「県の魅力」を市町村と連携して P R する』という視点を中心とした取組であると考えられる。しかし、移住を検討する方は県域ではなく、市町村域で個々の目的を実現するために判断する傾向がより高いと思われる。実際、「小川町移住サポートセンター」で相談員として活動している移住者の方からは、住みたい町が埼玉県にあったから移住したとの話を伺った。</p> <p>そうした観点から、『「市町村の魅力」を県が P R する』という考え方を重視することで、より大きな成果につながると考えられるため、市町村の魅力発信を視点とした取組を更に推進し、事業の効果を高めていただきたい。</p>

4	都市整備部	住宅課	<p>【民間の力を活用した定住・移住の更なる推進】</p> <p>人々の生活に「衣・食・住」が欠かせないが、ネット通販が容易に可能な現代においては「住居の確保」が重要な要素となる。その意味において、現在取り組んでいる鉄道事業者等との連携による住宅取得支援制度等の情報発信や埼玉県住まいづくり協議会の住宅関連企業の会員と連携した「住むなら埼玉！応援パートナー」など民間の力を活用した取組は有効なものと考えられる。</p> <p>このうち「住むなら埼玉！応援パートナー」の登録企業は、令和4年12月末現在16社となっており、協議会の住宅関連企業約60社の4分の1程度にとどまっている。本格実施に当たっては登録企業の拡大や協議会以外の団体との新たな連携など、事業効果を更に高めていただきたい。</p> <p>また、これまでの取組の成果を検証の上、民間の力を活用した情報発信や支援を更に充実・推進することにより、5か年計画で掲げる施策指標「人口の社会増の維持」の目標達成につなげていただきたい。</p>
---	-------	-----	--

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	地域政策課
県民生活部	文化振興課
都市整備部	住宅課
教育委員会	義務教育指導課、文化資源課